

(平成22年5月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から同年3月まで

昭和50年11月に結婚し、51年3月に夫と共に国民年金の加入手続をした。その時、集金人から「今なら未納の国民年金保険料をさかのぼって納付できる。」と言われ、必要となる保険料額と納付期限を夫と私の国民年金手帳保管証書に記載してもらい、そのとおり夫の保険料と共に集金人に払った。

申立期間の保険料は納付しているはずなので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無く、昭和51年度以降の保険料は、毎年度、夫の分と共に前納しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、本件申立てに先立って、申立人の夫から、当委員会に対し「昭和51年3月に申立人と共に国民年金の加入手続をし、44年4月から50年3月までの国民年金保険料を集金人にさかのぼって納付した。」旨の記録確認の申立てが行われており、i) 申立人の夫が国民年金の加入手続を行った51年3月は第2回特例納付期間を経過しているものの、同人が保管するA市町村交付の国民年金手帳保管証書には、昭和44年度から47年度までの保険料の納付期限は51年6月30日と記載されていること、ii) A市町村では、特例納付に係る保険料を預かり方式で取り扱っていたとしていることから、同市町村では、特例納付に係る保険料について同年6月30日まで集金人に納付することが可能であったものと推認され、44年4月から50年3月までの保険料は、特例納付及び過年度納付により集金人に納付されたものとするのが自然であるなどとして、平成21年9月9日付けで納付記録を訂正することが必要であるとのあっせんが行われている。したがって、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても、申立人の夫の保険料と共に集金人に納付されたものとするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

申立期間当時、私は、A市町村に住んでおり、国民年金保険料を同市町村役場国民年金課の窓口で納付していた記憶が有る。

申立期間について保険料が未納となっているのは誤りだと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度発足の昭和36年4月から60歳に到達するまで、国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は、申立期間後の厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っていることから、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、A市町村役場で国民年金保険料を納付した時に氏名変更手続を行い、国民年金手帳に変更後の氏名を記入してもらったことを覚えている旨供述しているところ、A市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間中の昭和42年3月31日に申立人の氏名が変更されていることが確認できることから、申立人は、氏名変更の手続と同時に申立期間の保険料を納付したと考えても不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月、同年9月、63年12月から平成2年3月までの期間及び平成5年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年8月及び同年9月
② 昭和63年12月から平成2年3月まで
③ 平成5年1月から同年12月まで

申立期間については、昭和60年8月に会社を退職後、A市町村役場へ出向き、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。その後は、郵便局及び銀行において、郵送された納付書で「何期」というように期ごとに国民年金保険料を納付した。

申立期間が国民年金保険料の納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年8月ごろにA市町村役場において初めて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間③中の平成5年5月20日に払い出されていることが確認できるとともに、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る最初の国民年金の加入手続受付日は平成5年4月19日となっており、申立期間③に係る国民年金被保険者資格の取得に合わせて、申立期間①及び②に係る被保険者資格の取得及び喪失の手続も行われたことが推認できる。したがって、申立人が最初に国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料が納付できない期間に該当するとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市町村では、申立期間②中の平成元年ごろから、国民年金保険料の納付単位が「期」から「月」に変更されたと回答しており、申立内容と符合し

ない。

さらに、オンライン記録によると、社会保険事務所において平成7年12月7日付けで国民年金保険料の納付書が作成されていることが確認できるところ、当該納付書は、その作成時期からみて、5年における未納保険料の過年度納付に係るものと考えられることから、申立期間③の保険料は、現年度中に納付が無かったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 583 (事案 395 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から63年11月まで

前回の申立てについては認められないとの通知を受けたが、母が保管していた手帳において、私は平成元年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料を一括で納付したとのメモが見つかった。

申立期間については、平成元年4月に失業保険と退職金から準備した 23 万円を母に渡し、母が A 市町村役場の年金課で係長に国民年金保険料として納付したので、申立期間が国民年金保険料の納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は平成 2 年 4 月 18 日に払い出されており、申立期間は国民年金未加入期間である上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立期間の国民年金保険料額は、申立人の母が納付したとする金額と相違していることなどから、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき平成 21 年 5 月 27 日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立人の母が保管しており、申立人が平成元年4月に国民年金に加入し、未納期間の保険料を一括で納付した旨の母のメモ書きがある手帳を新たな資料として提出している。

しかしながら、当該手帳は平成 9 年 (1997 年) 用であることから、上記のメモ書きは、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付したとする元年 4 月から約 8 年後に該当する 9 年ごろに記載されたものである上、その記載内容は、納付状況についての具体性に乏しく、申立期間の保険料が納付されたことを推認できるまでには至らない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成6年9月まで（平成5年1月を除く。）の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成6年9月まで
（平成5年1月を除く。）

社会保険事務所（当時）の記録によると、昭和61年4月から60歳になる平成6年*月までの期間のうち、5年1月の1か月を除き、国民年金保険料が未納とされている。当時は、婦人会の人が集金に来てくれ、最後まで保険料を納付しているはずである。

未納と記録されていることに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、地元の婦人会の人が集金に来ていたと主張しているが、A市町村では、「申立人の居住地区の婦人会は、国民年金保険料の徴収を行った経歴は無い。」と回答しており、申立人の主張とは相違している上、申立人は、申立期間当時の保険料の納付状況についての記憶が明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月29日に払い出されているところ、A市町村保管の昭和61年度から63年度までの国民年金保険料検認一覧表において、当該年金手帳記号番号に係る納付記録は確認できない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間（平成5年1月を除く。）の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、昭和54年4月1日から55年3月31日まで、AとしてB社に勤務していたが、当該期間は、国民健康保険に加入すると同時に国民年金にも加入していた。

当時、加入手続きをしてくれた父親が、「C市町村（現在は、D市町村）役場では、国民健康保険と国民年金は同時に加入しないと加入手続きをしてもらえなかった。」と話していたことを記憶しており、国民年金保険料も父親が納付してくれたと思う。

申立期間について国民年金の加入記録が無いので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年4月から同年8月までの期間については、申立人が20歳に到達する前の期間であり、国民年金の被保険者資格を取得することができないため、その期間の国民年金保険料は制度上納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和54年9月から55年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、第3号被保険者として63年8月8日に払い出されており、この時点において、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間に該当する上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、D市町村住民課では、「申立期間当時、国民健康保険は住民課で、一方、国民年金は福祉課でそれぞれ加入手続きを行っていたが、国民健康保険の加入手続きの際に、福祉課で国民年金の加入手続きをするように勧奨することはあっても、国民年金に加入しないと国民健康保険の被保険者証を発行しないということにはなかったと思う。」と回答している。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成3年9月まで

私は、大学卒業後の昭和62年4月に国民年金の加入手続を行い、平成5年9月に第3号被保険者となるまで、ほぼ毎月、A市町村（現在は、B市町村）内の郵便局で国民年金保険料を納付していたので、未納期間は無いはずである。

申立期間について、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年4月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号である国民年金手帳記号番号の前後各3人の被保険者（昭和47年6月又は同年7月生まれ）は、いずれも20歳到達日に国民年金被保険者の資格を取得している上、申立人より後に国民年金手帳記号番号を払い出されている被保険者に係る20歳到達後最初の国民年金保険料の収納日が平成4年8月31日であることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年7月又は同年8月に払い出されたものと推認され、これ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後、平成5年9月に第3号被保険者となるまで、ほぼ毎月、A市町村内の郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、C市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の3年10月から4年3月までの保険料については、C市町村に転入後の5年12月2日に一括で過年度納付していることが確認できる上、オンライン記録によると、5年4月から同年8月までの保険料については、6年7月11

日に一括で過年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。